

## 食品リサイクル制度の見直しについて（意見具申）の概要

### 1．再生利用等の実施率目標のあり方

- (1) 新たな食品循環資源の再生利用等実施率目標（現行は、全業種一律 20%）の設定に当たっては、業種特性を考慮し、業種別に達成目標を定めることが必要。
- (2) 食品関連事業者に対し、これまでの再生利用等の取組を基に自己目標を算出及び管理させ、段階的に主体性を持った取組を行うよう促すとともに、行政もその取組状況を把握し、適宜、指導監督していく仕組みが必要。

### 2．発生抑制の推進施策のあり方

発生抑制を現行制度の再生利用等の目標から切り出して個別の目標とし、目標設定に当たっては、業種・業態ごとに先進的な取組を行う事業者の事例等を参考にして原単位を設定し、これを目標として個々の食品関連事業者の取組を促すべき。

### 3．再生利用等の取組内容の報告・公表のあり方

多量発生事業者から食品廃棄物発生量と再生利用等の実施の状況についての報告を求め、情報公開を行うことで意識・取組の向上等を図ることが必要。

### 4．再生利用及びエネルギー利用の促進施策のあり方

- (1) 優先的に食品廃棄物を飼料化に仕向けることを検討すべき。
- (2) 肥料化は、利用先の確保を前提として実行されるよう政策誘導を行うべき。
- (3) メタン化と同等以上に効率がよく、地球温暖化の抑制に資するエネルギー利用は、条件を限定した上で、位置づける必要がある。
- (4) 全国的に一定の需要が確実に見込まれる再生利用製品を製造するものであって、品質を確保できる技術が確立されており、かつ、現行の4手法と同等程度に環境への負荷が小さく、人や家畜の健康に悪影響を及ぼさない場合には、新たな手法として定めることを検討すべき。

また、特定の地域において需要の確保が見込まれ、当該地域では安定かつ確実な再生利用が可能なものは、地域を限定した上で、制度に基づく再生利用手法とすることを検討すべき。

- (5) 再生利用事業者において、適正な品質の再生利用製品が確実に製造され、その製品が利用されていることを定期的に把握し、その情報を公開することが必要。

(6) 中小・零細規模の食品関連事業者における再生利用の促進を図るため、市町村の施設でのエネルギー利用等を推進することも選択肢。

このため、国として、家庭の生ごみを含めた再生利用やエネルギー利用施設整備の支援を行い、取組を進めることも重要。あわせて、社会経済的に効率的な事業となるよう、コスト分析手法等を提示することも必要。

また、地域において、より効果的な食品リサイクルを行う取組をモデルとして実証・提示していくことも必要。

## 5. 広域的・効率的な再生利用の促進策のあり方

食品関連事業者、リサイクル業者及び農林漁業者が連携して構築するリサイクル・ループ(食品の循環利用の環)を認定する制度を設け、計画内における食品循環資源の広域的な一括収集が可能となるよう、廃棄物処理法の特例の拡充措置が必要。

## 6. チェーン方式により事業展開する食品関連事業者のあり方

本部機能を有する部署が、チェーン全体を指導できる食品関連事業者は、全体での事業者とみなし、実施率算定等の対象とする措置が必要。

## 7. 地方公共団体における食品リサイクル制度への関与のあり方

地域単位での主体的・計画的な取組を推進する際の支援、地方公共団体との連携による食品リサイクルの促進に関する優良事例を示すなど、地域における食品リサイクルを進めるために参考となる情報提供の充実が必要。また、今後の施策の展開により得られる知見等を踏まえ、食品リサイクル法における地方公共団体の地域における役割について、引き続き検討を深めていくべき。

## 8. 食品リサイクル制度における学校教育等の役割のあり方

食品リサイクル制度において、学校教育に期待される役割を明確に位置づけ、一層の取組促進に向けた具体策について検討すべき。

## 9. 食品リサイクル制度における消費者の理解の増進に向けた方策のあり方

食品廃棄物の発生抑制等における消費者の取り組むべき事項を、基本方針において明確化するとともに、様々な情報伝達・広報手段を通じ、国と地方公共団体が食育を含め、消費者向けの普及啓発を図ることが必要。